タイ王国

鑑識機材整備計画

基本設計調査報告書

平成元年10月

国際協力事業団

序　文

日本国政府は、タイ王国政府の要請に基づき、同国の鑑識機材整備計画にかかる基本設計調査を行うことを決定し、国際協力事業団がこの調査を実施した。

当事業団は、平成元年７月３０日より８月１８日まで、警察庁刑事局鑑識課課長補佐内藤忠利氏を団長とする基本設計調査団をタイ王国に派遣した。

調査団は、タイ王国政府関係者と協議を行うとともに、プロジェクト・サイト調査を実施した。帰国後の国内作業後、警察庁刑事局鑑識課課長補佐島津秀嗣氏を団長として平成元年９月２４日より９月３０日まで実施されたドラフト・ファイナル・レポートの現地説明を経て、ここに本報告書完成の運びとなった。

本報告書が、本プロジェクトの推進に寄与するとともに、ひいては両国の友好・親善の一層の発展に役立つことを願うものである。

終りに、本件調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝の意を表するものである。

平成元年１０月

国際協力事業団
総裁　柳谷謙介

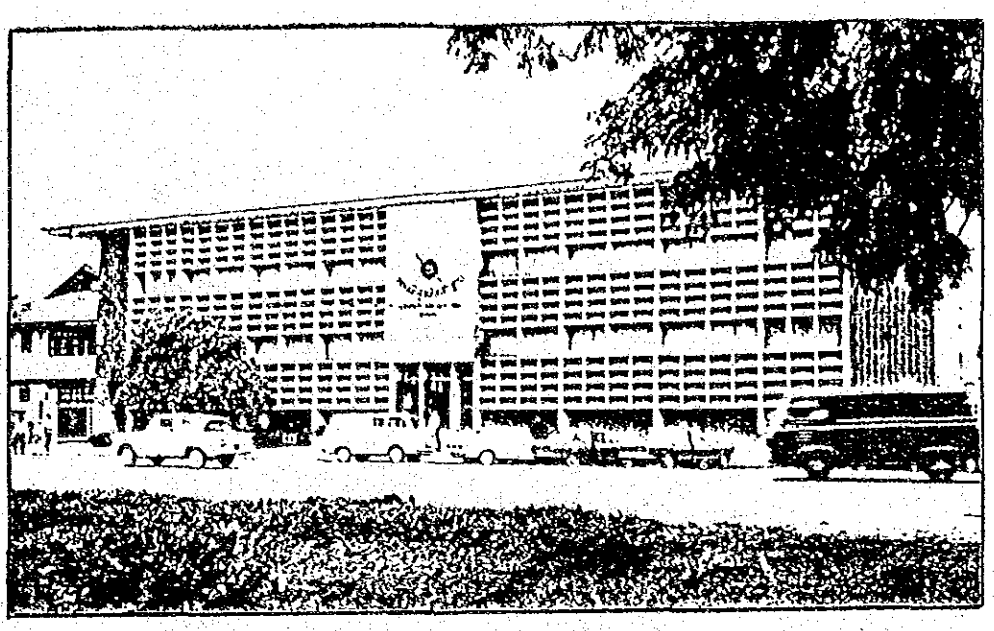

タイ王国警察局（科学犯罪捜査部）

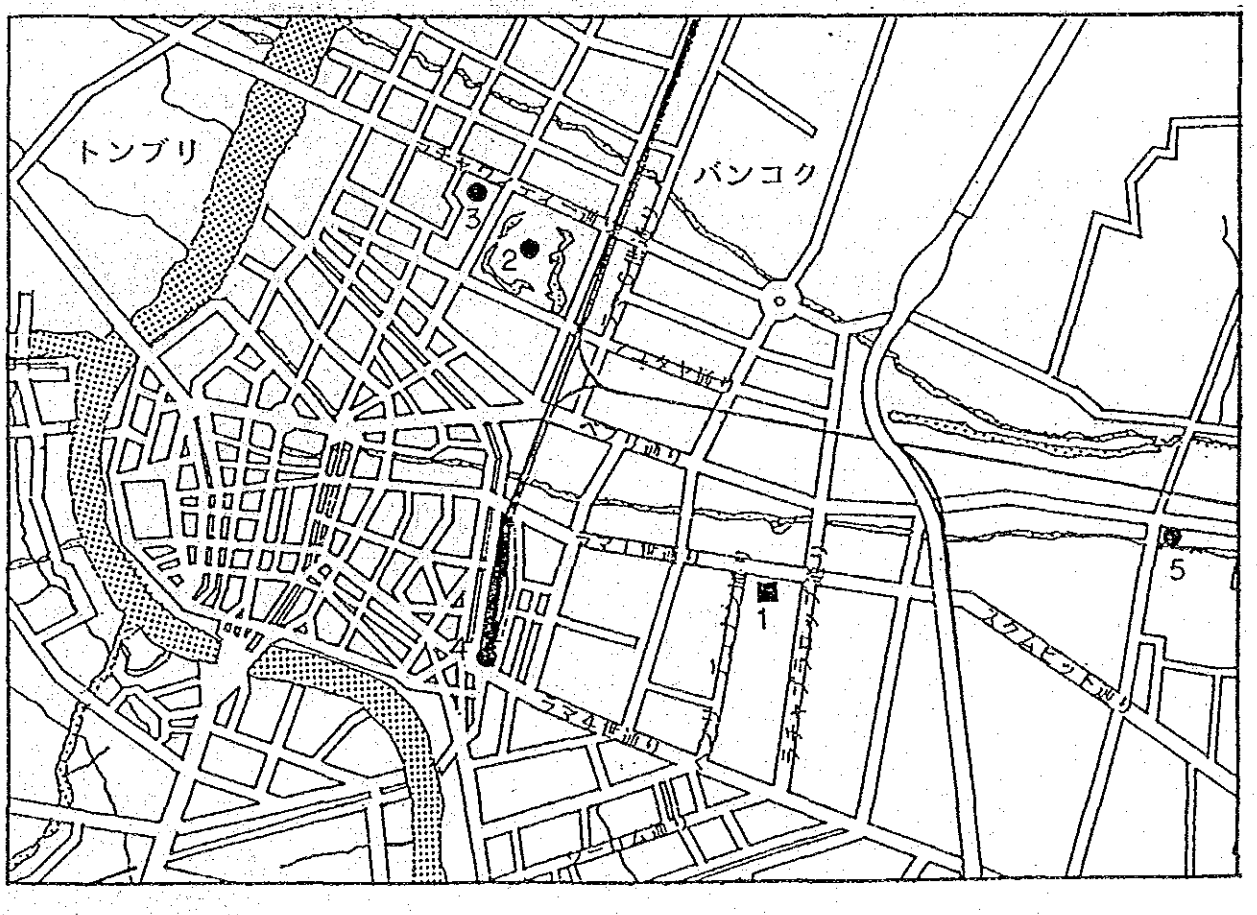

1．タイ王国警察局

2．チトラダ離宮

3．国会議事堂

4．バンコク駅

5．日本国大使館

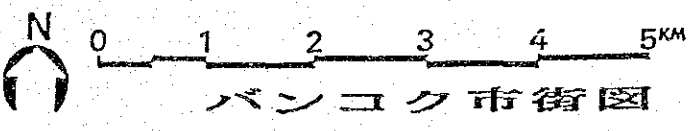

バンコク市街図

要　　約

要約

タイ王国の警察行政は、内務省警察局が所管し、犯罪の捜査および防止、国家の安全の維持、ならびに公共への奉仕を責務としている。タイ王国の治安情勢は安定しているが、首都バンコクには、商工業はじめ多様な経済投資が行われているため、多数の地方住民が雇用の機会を求めて流入した結果、住宅問題、失業問題と共に、市民の生命、財産の保護および安全に関する問題が発生している。

このため、教育、公衆衛生および住宅等の基本的サービスの充足と並んで市民の安全の確保が第六次国家計画の柱となっている。また、タイ王国では今日の目覚ましい国際化に伴い、多数の旅行者や、外国人居住者が増加しており、彼らの生命、財産の保全措置をとることは同国にとって重要な課題となっている。

タイ王国の犯罪は、発生数においては大きな増加は認められないものの、窃盗、強盗、殺人、麻薬等多岐にわたっており、また、広域化、凶悪化が進んでいる。かつ、犯罪の発生に対する検挙数は前年に比較し落込みを示している。（1986年ICPO資料）

このような犯罪情勢から、同国警察局は国民生活の安全を守るため、犯罪捜査活動を強力に推進することが必要であり、そのため科学捜査機材を整備して犯罪捜査支援システムの近代化を計ることを急務としている。さらに、同国警察局の鑑識機材の現状は、未だに旧式の鑑識機材に頼らざるを得ない状況にあって、先進諸外国に比較して著しく立ち遅れている。

このような背景の下に、タイ王国は犯罪捜査の支援に活躍する指紋自動識別システム（以下AFISという）の整備について、わが国に無償資金協力を要請してきた。

このような要請を受けて、国際協力事業団がタイ王国鑑識機材整備計画の基本設計調査団を、平成元年７月３０日から８月１８日までの２０日間、タイ王国に派遣した。

調査団は、タイ王国の要請内容の確認、無償資金協力案件としての妥当性、および必要とする協力の範囲を検討すると共に、指紋処理業務の現状調査、AFISによる指紋処理、およびAFISを収容する施設の建築等について、タイ王国担当者と検討及び協議を行った。　調査団は帰国後の国内作業後、平成元年９月２４日から９月３０日までの７日間、ドラフト・ファイナル・レポートの現地説明を行った。

その結果の主な点は次の通りである。

1．本プロジェクトの目的は、科学犯罪捜査のため必要とする鑑識機材の整備を行い、国民の生命および財産を保護することである。

2．本プロジェクトの所管官庁はタイ王国警察局で、運用部門は同局科学犯罪捜査部である。

3．プロジェクト・サイトは科学犯罪捜査部（ バンコク 市ヘンリーデュナン通り、警察局１０号館 ）である。AFISの収容建物として、現在使用中の倉庫を提示されたが、面積が狭く、床荷重が弱いので、この建物の隣の駐車場に鉄筋コンクリート１階建の建物を、タイ王国側の負担で新築する。

4．本プロジェクトでタイ王国側から要請する機材は次の通りである。

指紋自動識別システム（AFIS）

ただし、機器構成は、入力サブシステム、照合サブシステム（光ディスク装置その他を含む。）とする。

5．タイ王国側の負担工事は次の通りである。

・AFISを収容する建物建築および付帯する電気工事。

・AFISの分電盤への商用電力配線工事。

本プロジェクト実施のために日本国側の負担工事費の概算は

約５．９億円

同じくタイ王国側の負担工事費の概算は

約２００万バーツ（約１千万円）

実施スケジュールの予定は、詳細設計から契約まで約３か月、AFISおよび機器の調達、輸送に約７か月、設置工事および検査に約３か月が必要と考えられる。

本プロジェクトの完成によって、次のような効果が期待できる。

現在、タイ王国警察では逮捕した犯罪者の十指の指紋を、指紋カードに押捺して保管しているが、これらは十指指紋の分類方式で分類されているので、十指指紋とだけ対照が可能である。犯罪現場に残された犯人の指紋（遺留指紋という）のような一指（あるいは数指）だけの指紋とは対照ができない。これでは指紋が捜査に活用されているといえない。AFISが運用されると、犯罪者の指紋カードをAFISが一指づつ自動的に読み取り（指紋の特徴点により特殊な分

類をする。）データベースに記録するので遺留指紋との対照ができ、迅速かつ正確である。その結果犯人の早期逮捕が期待できる。

データベースには、殺人等凶悪犯罪者の指紋カード５０万枚（当初は３０万枚）を記録する予定である。

現在、タイ王国警察では、犯罪現場から遺留指紋を採取すると、これを保管し、捜査活動によってその犯罪の容疑者を発見したとき、その指紋と遺留指紋を対照して真犯人かどうかを確認する。遺留指紋で犯人が確認された件数は年間５０－７０件（１９８７年－１９８８年）である。AFISを運用した場合、わが国の例から推測すると遺留指紋から容疑者を発見する数は年間約５００件（当初は約３００件）と見込まれる。この結果、犯罪者の検挙数が向上しかつ、捜査活動の効率化が計られる。

以上のことから、本プロジェクトを日本政府の無償資金協力によって実施する意義は極めて高く、その援助効果はタイ王国の犯罪を減少させて、タイ国民の生命、財産の保護に大きな役割を果たすと期待される。

バンコク市街図

要　約

目　次

第1章　緒　論

第１章　緒論

タイ王国の警察行政は内務省警察局が所管し、犯罪の防止および鎮圧、国家安全の保護、公共への奉仕を責務としている。

警察局は行政部門と管理部門に分かれており、中央捜査局は犯罪の鎮圧予防等を任務とする現業部門である。

科学犯罪捜査部は中央捜査局に属し、指紋、写真、科学分析等の科学捜査手法によって、犯罪解決の端緒を発見し、犯罪捜査の支援を行うことを任務とする部門で犯罪捜査および犯罪裁判において重要な役割を果している。

タイ王国における犯罪情勢は、近年、バンコク首都圏のような大都市での経済活動が活発となり、多数の地方住民が都市に流入して、住宅問題、失業問題、スラム化問題が発生し、社会構造の複雑化の中で、犯罪も広域、凶悪化する傾向にある。全般的な犯罪の発生件数は略々横ばいの状況であるが、検挙率は前年比にして低下を示している。
このような情勢において、現場鑑識を担当し、証拠の収集、分析を行って犯罪捜査を支援する科学犯罪捜査部の機器は旧式の鑑識機材に頼らざるを得ない状態で先進諸国に比較して著しく遅れていると言われている。

タイ王国内務省警察局はタイ王国国民の生命と財産の保護を最大限に確保するためには、科学捜査機材を整備し、捜査支援システムの近代化を図ることが、警察の捜査活動を強力にして、犯罪を防止し、かつ減少させるための急務であるとしている。

このような背景の下にタイ王国政府は、犯罪捜査の支援に活躍する指紋自動識別システム等の鑑識機材の整備について、我が国の無償資金協力を要請してきたものである。

日本国政府はタイ王国政府の要請を受け、国際協力事業団を通して、１９８９年７月３０日から８月１８日までの間、警察庁刑事局鑑識課課長補佐内藤忠利氏を団長とする基本設計調査団をタイ王国へ派遣した。調査団はタイ王国からの要請内容について、科学犯罪捜査部長および犯罪記録部長をはじめとする警察局幹部と検討、協議を重ねた。また、科学犯罪捜査部の設備、および犯罪記録部等関係する部門の調査を行い、

関連基礎情報の収集および電圧変動の調査測定を実施した。その結果、タイ王国側と合意した基本的事項を協議議事録に取りまとめ、タイ王国側で負担するＡＦＩＳを収容する建物についての依頼書を提出して検討および説明を行った。協議の結果タイ王国の要請内容は指紋自動識別システムであるので、本報告書はＡＦＩＳの構成および設置についての基本設計を上記の協議事項、調査事項、および測定事項に基づいて検討、設計した結果を報告するものである。また、ＡＦＩＳの設置に関してタイ王国側が負担する工事および、ＡＦＩＳの運用に関しての維持費等運用開始に伴う維持管理について取りまとめたものである。

なお、調査団の構成、現地調査日程、訪問先および面談者議事録等は付属資料として巻末に添付した。

第２章　　計画の背景

第２章　計画の背景

２－１　タイ王国の社会情勢

タイ王国においては、国民の約７０％（１９８９年経済状況）が農水産業に従事している。第１次産業は同国産業の１９％を占めているが、そのシェアは年々低下の傾向にある。一方、製造業、建設業のシェアは２９％で年々増加している。これは海外からの企業進出が増加していることも一因であるが、第２次、第３次産業人口の増加は、とりも直さず都市人口の増加を意味する。

都市化の著しく進んだバンコク市には総人口の約１０％強の５６０万人（１９８９年経済状況）が住んでいるが、大都市化、工業化の進展するに伴い、国民の多くの生活様式は今後、急激に変化してゆくことが予想される。

バンコク首都圏には、商工業をはじめ、多くの国内外の企業が経済投資をしているため、多数の地方住民が雇傭の機会を求めて流入し、首都バンコクの人口は年々増加している。

これに伴って、住宅問題、失業問題、スラム化問題等が発生しており、今後、犯罪発生の要因となるおそれがある。

２－２　犯罪発生状況

１９８６年の国際犯罪統計資料（ＩＣＰＯ調査）によるとタイ王国全土における犯罪発生件数は１６３，０５３件で略々前年と同様であるが、検挙数は前年に比較して低下している。

また、犯罪の種類は窃盗、強盗、殺人、性犯罪、麻薬等、多岐にわたっているが、都市あるいは地方による特色も見られる。

ちなみに首都圏における犯罪発生件数は、全件数の1/3 強を占めている。また、人口１０万人当たりの犯罪発生件数では、地方のそれの５倍に達するが、殺人事件では地方での発生件数が逆に首都圏でのそれの１０倍以上に達している。また、農作物の不作の年には犯罪の発生率が増加することも特徴の一つとして挙げられる。

２－３　鑑識機材の状況

タイ王国で鑑識科学が犯罪捜査の方法や裁判制度に役立つようになったのは１９３２年以来のことであるが、実際に鑑識科学が強く推進されるようになったのは、僅か２０年前のことである。

その理由は、先進諸国においては旧式の鑑識機材を改善して、精密な電子機器やコンピュータを利用した複雑で高度な鑑識機材を持つようになったからである。　しかし、タイ王国でのこれらの改善は、未だに進展していない現状である。旧式の鑑識機材では、犯人捜査に必要な証拠や、裁判で必要な明白な証拠を得ることが難しい場合があり、犯罪の解決を遅らせたり、場合によっては不可能にすることがある。　これではタイ王国の国民だけのためではなく、近年、増加している外国人居住者や、外国人旅行者の生命、財産の安全を守る警察にとって憂慮すべき問題である。　このような情勢から、犯罪の検挙件数を向上させかつ早期の検挙を行うために、最新の高度な技術を応用した鑑識機材の整備を図る必要がある。

第３章　　計画の内容

第３章　計画の内容

３－１　計画の目的

タイ王国警察局の科学犯罪捜査部では、警察署等から出動要請があった場合、犯罪現場鑑識課員が直ちに出動して犯罪鑑識活動を行い、現場指紋等の採取をする。また、各方面本部および県警察にも同様に科学犯罪捜査を行う犯罪研究所があって遺留指紋等の採取を行っている。これらの遺留指紋は、前述のように容疑者が発見された後に指紋照合がな捜査支援の積極的な活動をするに至っていない。

このような状態下で、本プロジェクトは捜査支援システムの強化のため最近の高度な電子・情報工学を応用したし紋自動識別システム（ＡＦＩＳ）を導入して、科学犯罪捜査部の責務である犯罪の解決をできるだけ多数行い、かつ、犯罪全体の減少を図ろうとするものである。

３－２　現行捜査システムの問題点等

(1) タイ王国における指紋の利用

タイ王国警察では犯罪者を逮捕した場合、その十指指紋を採取し、これをヘンリー方式で分類して整理保管して、再び犯罪を犯した場合に犯人の識別に利用している。また、現場遺留指紋を採取した場合、これと照合して犯人の発見あるいは確認に役立てている。

(2) 犯罪捜査における指紋利用の問題点

1) 十指指紋カードについて

タイ王国警察で保管している指紋カードは約４００万枚に達している。

犯罪者が再犯者である場合は、先ず氏名索引によって指紋カードを索出して、該当者の指紋と照合して、犯人の氏名等の確認を行う。

これで判明しない場合はヘンリー分類によって該当するカードを

探索することになるが、多数のカードから１枚の該当するカードを索出するのは時間と労力を要し、指紋照合作業の問題点となっている。

2) 遺留指紋について

犯罪が発生し警察署等から出動要請があると、科学犯罪捜査部（あるいは犯罪研究所）の現場鑑識班が直ちに出動して、現場鑑識を行い、遺留されている証拠を収集する。ここで犯人のものらしい指紋が発見され（遺留指紋と称する）、これを指紋カードの指紋と対照できれば犯人の探索に効果がある。しかし、現在のヘンリー分類は十指指紋の分類だけであるので、遺留指紋のような一指だけの指紋（一指指紋という）の対照は不可能である。

そこで現行の遺留指紋対照は刑事捜査活動によって容疑者を発見した時に、その指紋と対照する方法がとられている。

このような状況から、近年、現場鑑識活動が著しく増加しているにも拘らず、検挙数が減少しているのではないかと考えられ問題である。

(3) ＡＦＩＳの必要性

ＡＦＩＳを導入すれば、データベースに個々の指紋がデータとして蓄積されているので、これと遺留指紋を自動的に対照することによって短時間で容疑者を発見することができる。

この結果、犯人の検挙数が向上すると共に捜査時間の短縮が図られ捜査経費の効率的な使用が行なわれる。

また、犯人が次の犯罪を犯すことの防止にも役立ち、一層国民を犯罪から保護することができる。

３－３　要請の内容

タイ王国警察局は国民の生命、財産を守るため、捜査活動を充分に機能させるべく科学捜査機材の整備を図り、捜査支援システムの近

代化を推進している。そのために我が国の無償資金協力を要請してきたのであるが、その内容は表３－１の通りである。

表３－１　Requested Equipment

Order of Reference	Insturument	number
1.	Automated Fingerprint Identification System(AFIS)	1.

３－４　要請内容の検討

本プロジェクト完成後、このシステムを運用・管理していく上で要点となる次の事項についてその妥当性を検討した。

（１）利用業務およびシステムの構成

ＡＦＩＳ導入後、タイ王国側がこのシステムを利用して実施を予定している業務は次の２つである。

. 遺留指紋照会

犯罪現場から採取した遺留指紋によりその事件の犯人を割り出す業務

. 余罪照会

初犯者が検挙される前に別の犯罪を犯していなかったかを確認する業務

この２つの業務を行うためにタイ王国側が要請している機材は次のとおりである。

. 入力サブシステム

. 照合サブシステム（光ディスク装置を含む）

. その他附帯設備

各項目について、その妥当性を検討すると次のとおりである。

１）入力サブシステムおよび照合サブシテム

この２つのサブシテムはＡＦＩＳ運用のために必要不可決のサブシステムであるが、その機器構成については、１日の照会業務量および効果的なデータベースの大きさ等を考慮して設計する必要がある。

２）光ディスク装置

光ディスク装置は、指紋照合結果の候補指紋が照会指紋と同一かどうかの確認作業を効率的に行うためのものであり、ＡＦＩＳ運用の効率化のため、および確認の正確かつ迅速化のため必要である。また、タイ王国側警察組織および運用体制上、円滑な業務処理のため必要である。

３）その他附帯設備

ＡＦＩＳ導入に伴い必要となる次のものについては設備する必要がある。

- 空調機
- 無停電電源装置
- 分電盤
- フリーアクセスフロア

（２）システムの運用

ＡＦＩＳを利用した業務はタイ王国側にとって新規の業務であるため要員の確保、技術修得等体制の充実を図る必要がある。また、ＡＦＩＳを効果的に利用するためには現行指紋業務の一部改善が必要である。これらについては現地調査の結果対応可能と判断される。

（３）タイ王国警察局のＡＦＩＳに対する管理運営能力

本計画の管理機関はタイ王国警察局で、ＡＦＩＳを運用する部門は科学犯罪捜査部であるが、同部は２８０名の職員でその半数は大学卒であり技術レベルも高く、部の名称にもあるとおりサイエンテイストの集団といっても過言ではない。従って、適切な期間の訓練を行えば、ＡＦＩＳを効果的に運用する能力は充分あると言える。また、同警察局は企画調査部で警察情報システムを運用しており、コンピュータシステムの運用経験をもっているので、管理運営には問題はないと言える。

（４）システムの設置場所および建物

ＡＦＩＳの設定場所は、タイ王国警察局科学犯罪捜査部（バンコク市ヘンリーデュナン通り、警察局１０号館）である。建物はタイ王国側の負担で構築されることが約束されている。

（５）財政基盤

タイ王国警察局は内務省に属し、その経費は国家予算で賄われており、年々確実な伸びを示している。また、運用部門の責任者も議事録に示すように、ＡＦＩＳの運営に必要な経費を確保する旨約束しているので財政的懸念はないと思われる。

３－５　計画の概要

（１）計画の実施機関

1) タイ王国警察局組織

タイ王国警察行政は、タイ王国警察局が所管しているが、同局はタイ王国内務省の１３局の１つであり、犯罪の防止および鎮圧、国家安全の保護、公共への奉仕をその責務としている。

警察局は警察長官以下約１４万人の警察官からなる国家警察組織であり、これ以外に自治体警察や保安官制度のような一般的警察機能をもつ機構はなく、その権限は日本の警察の分野に加え、入国管理消防、海上保安、森林警察、及び国境警備警察を含む極めて広範なものである。　警察局の組織を図示すると図３－５の通りである。

図３－５　　タイ王国警察組織図

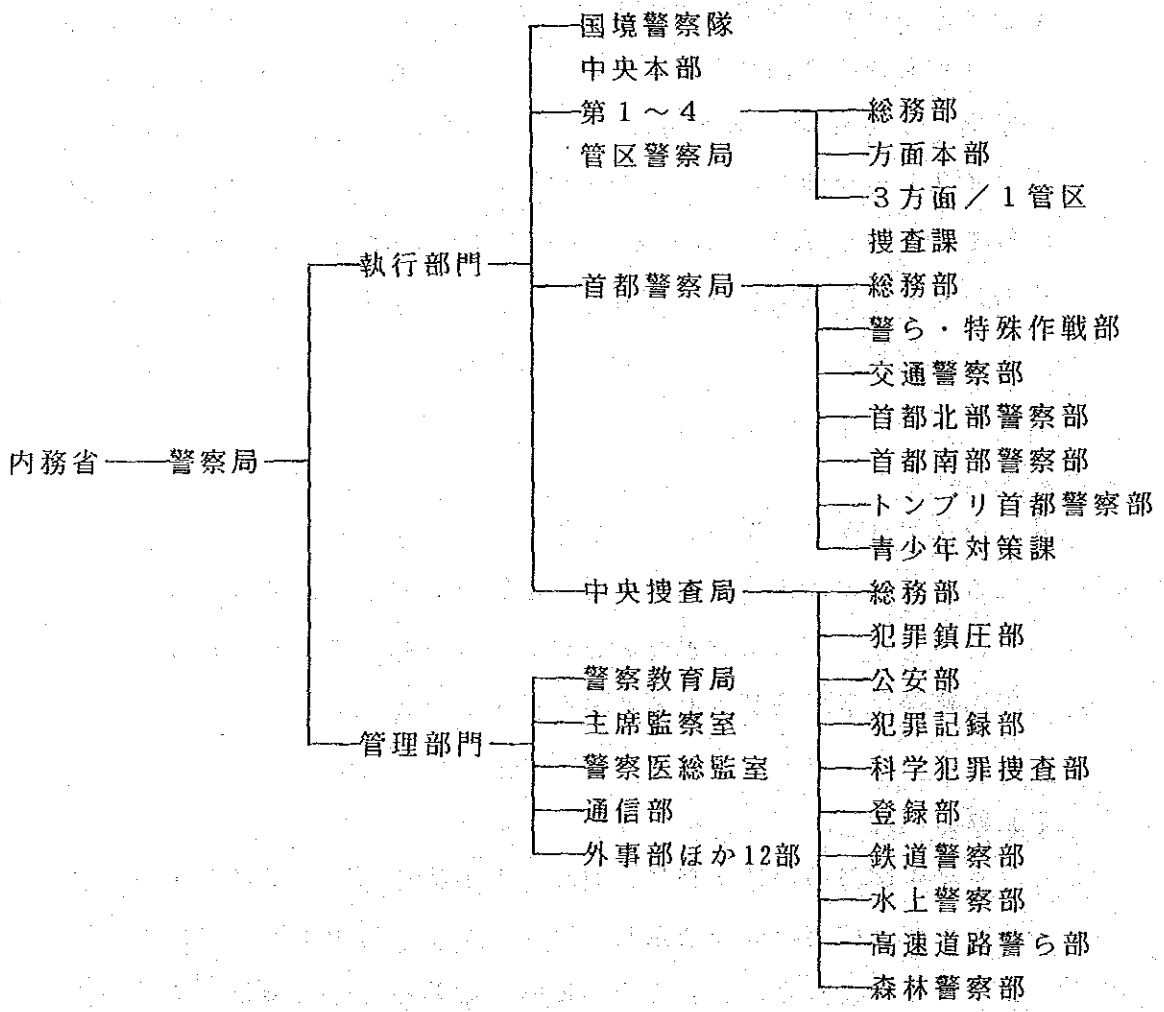

2) 中央捜査局は犯罪鎮圧、予防及び他部門の支援を責務としており、悪質重要犯罪、政治犯罪、警察署、他局に対する援助を要するような重大犯罪について全国的な捜査権をもっている。

また、水上、鉄道、森林警察というような分野の警察権も持っている。

同局は１０部から成っており、図示すると図３－６のようになる。

図 ３－６

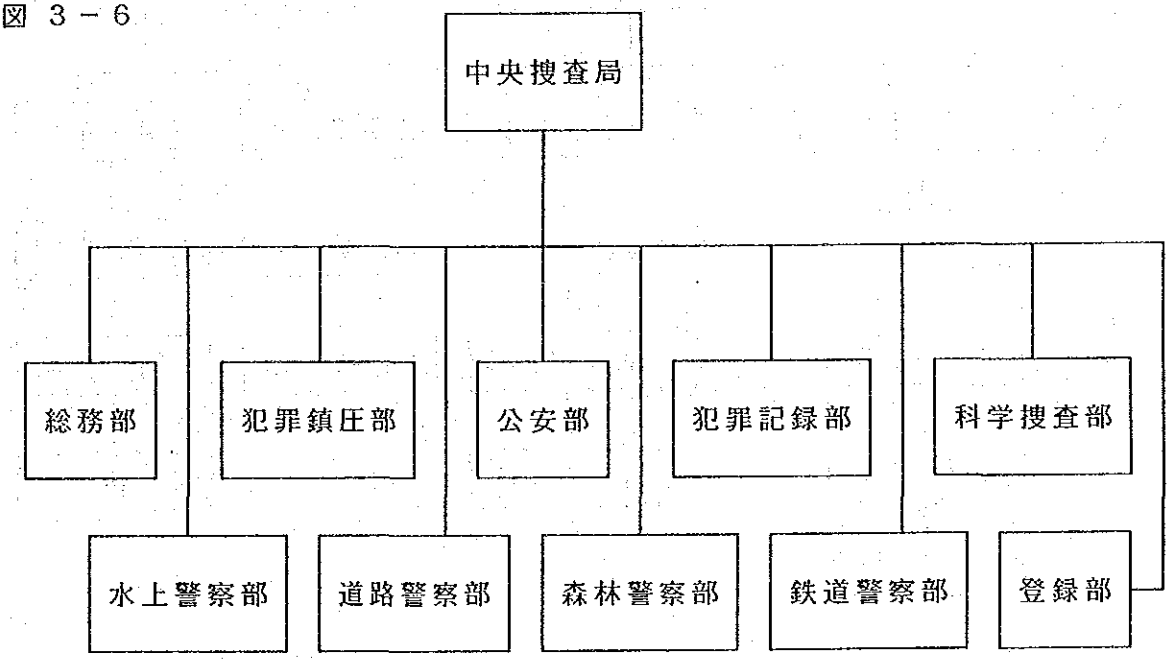

3) 科学犯罪捜査部

本プロジェクトの運用部門である科学犯罪捜査部は職員数２８０名で、うち幹部警察官（１２５名）、一般警察官（１５５名）である。幹部警察官の大多数は理科系の大学卒で、その中には学位をもつ者、あるいは海外留学の経験を有する者がおり、教育レベルは極めて高い。その内部組織は図示すると図３－７の通りである。その構成は４サブデビジョンと１２課とから成っている。

所轄業務は証拠試験技術、科学試験、写真、現場鑑識等の科学的捜査手法により犯罪解決の端緒、犯人に直結する糸口を発見すること

である。具体的には一指指紋、署名、タイプ対照、貨幣、紙幣鑑定等多分野にわたっている。また、地方における科学犯罪捜査業務は、各管区警察局および方面警察本部ならびに県警察に所属する犯罪研究所が行っている。

図　3－7

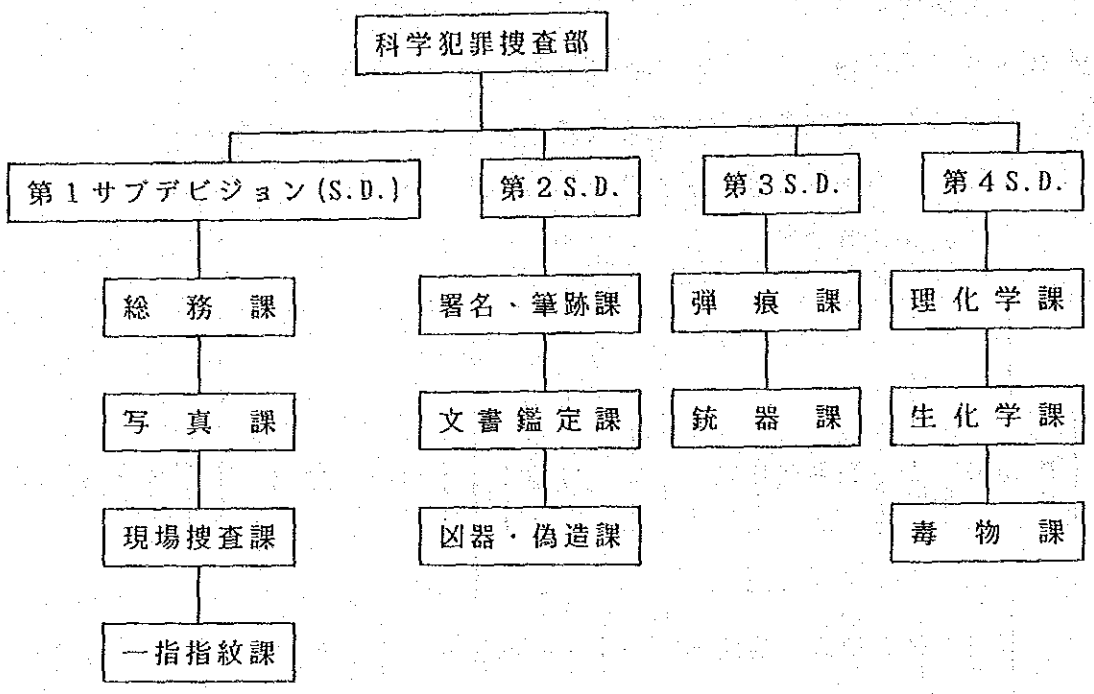

（２）ＡＦＩＳの概要

本プロジェクトにより設置するＡＦＩＳの概要は次のとおりである。

１）適用業務

本システムを利用して行う業務は次のとおりである。

a.　指紋登録業務

指紋カードおよび遺留指紋をデータベースに登録するための業務である。

b.　遺留指紋照会業務

犯罪現場から採取した遺留指紋によりその事件の犯人を割り出すための業務であり、遺留指紋と前歴者として登録されている指紋カードとの照合を行う。

c.　余罪照会業務

初犯者が検挙される前に犯した他の犯罪を確認するための業務で、新規登録の指紋カードと犯人の割り出しのできなかった遺留指紋の照合を行う。

２）システムの機能

本プロジェクトを達成するために必要なシステムの機能は大別して次の３つである。

a.　登録機能

指紋を自動的に読取り、特徴点を抽出して指紋のデータベースを作成する。

b.　照合機能

照会指紋とデータベース指紋との特徴点による照合を行い候補指紋を出力する。

c.　確認機能

候補指紋の画像と照会指紋の画像を同一のＣＲＴ画面上に表示する。

３）システム構成機器の概要

本プロジェクトを達成するために必要なシステムの構成は次のとおりである。

a. 入力サブシステム

指紋資料（指紋カード、遺留指紋トレース）の読込み、特徴点の抽出、回答出力等を受け持つサブシステム

b. 照合サブシステム

各種データベースを管理し指紋照合・登録・更新等を受け持つサブシステム

各サブシステムを構成する機器の概要は表３－２に示すとおりである。

表３－２　機器の概要

サブシステム	機器名	数量	機器概要
入力サブシステム	入力サブ制御装置	1	入力サブシステムを構成する全ての装置を制御する装置。
	押なつ指紋読取装置	1	指紋カードを自動的に読取り、その特徴を抽出する等指紋イメージの処理を行う装置。 一度に１００枚までのカードをセットできる。 スキャナ、コンソール、プロセッサから構成される。
	指紋入力モニタ装置	2	押なつ指紋読取装置で読取った指紋画像の確認・修正および犯罪者番号、指紋分類番号等の付加情報を入力する装置。 さらに候補指紋リストの出力、あるいは照会指紋画像と候補指紋画像の同一画面上への表示が可能。 カラーモニタ、キーボー

			ド、イメージプリンタ、プロセッサから構成される。
	遺留指紋読取装置	1	遺留指紋および遺留指紋を5倍大にしてトレースしたものを読取り、その特徴を抽出すると共に、オペレータが画像の修正や付加情報の入力を行う装置。 また、指紋入力モニタ装置と同様に候補指紋リストの出力、照会指紋画像と候補指紋画像の同一画面上への表示が可能。 スキャナ、カラーモニタ、キーボード、プリンタから構成される。
	指紋データ圧縮伸張装置	1	光ディスクに多くの指紋画像を記録するためにデータの圧縮を行い、また、圧縮したデータを元の状態に戻すために伸張する装置。
照合サブシステム	照合サブ処理装置	1	照合サブシステムを構成する全ての装置を制御する。
	指紋照合制御装置	1	入力した指紋特徴データとデータベースのデータを照合し、その結果候補指紋をリストアップする装置。
	磁気ディスク装置	9	下記の指紋特徴点データを記録する装置。 ①遺留指紋照会用の押なつ指紋データ

			②未解決事件の遺留指紋データ
	集合光ディスク装置	1	指紋画像を光ディスクに記録したり、記録したデータを読み出す装置。本装置を制御するため光ディスク処理装置が必要。

（３）計画サイトの概要

１）機材設置予定地

設置予定地はタイ王国警察局の敷地内にある科学犯罪捜査部建物であり、ラマー通りとヘンリデュナン通りとが交差する東側の角に位置する。

なお、タイ王国警察局敷地現況図を図３－１に示す。

２）設置場所の状況と改修案

タイ王国側よりＡＦＩＳの設置場所として現在使用中の倉庫の提示があった。

建物の現況図を図３－２，３－３に示す。

本建物は、１、２階共に床強度が２００ｋｇ／㎡で弱く、かつ、スペースも狭く、機器設置上不適当であった。

このためタイ王国側と協議した結果、この建物に隣接する駐車場に鉄筋コンクリートの１階建の建物を新設することとした。

なお、建物の改修案を図３－４に示す。

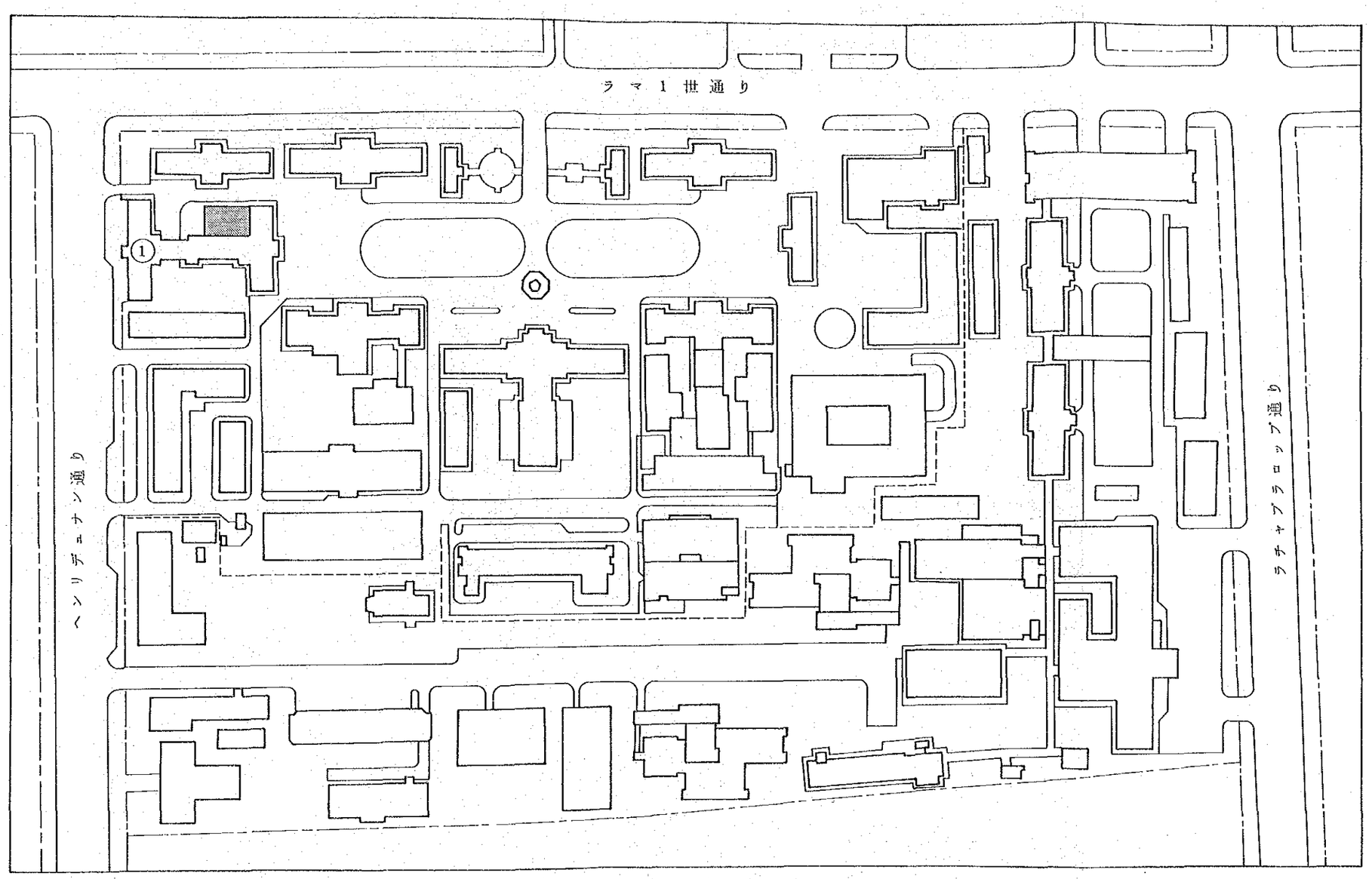

警察局敷地平面図

N

① 科学犯罪捜査部建物

▒ ：調査場所（鑑識機材設置予定地）

タイ国警察局敷地現況図　図3－1

鑑識機材整備計画

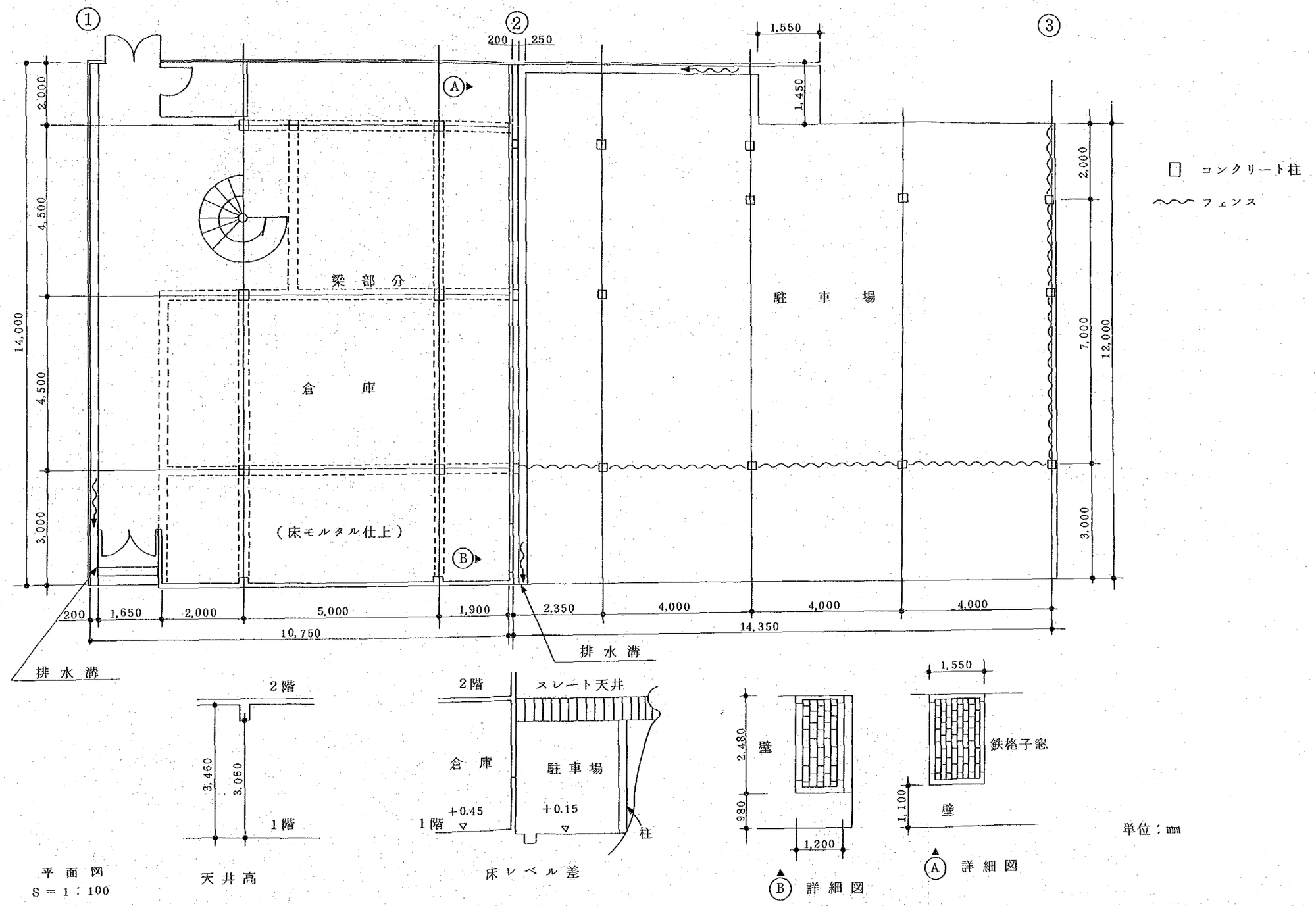

科学犯罪捜査部鑑識機器設置予定建物現況図　図3－2

鑑識機材整備計画

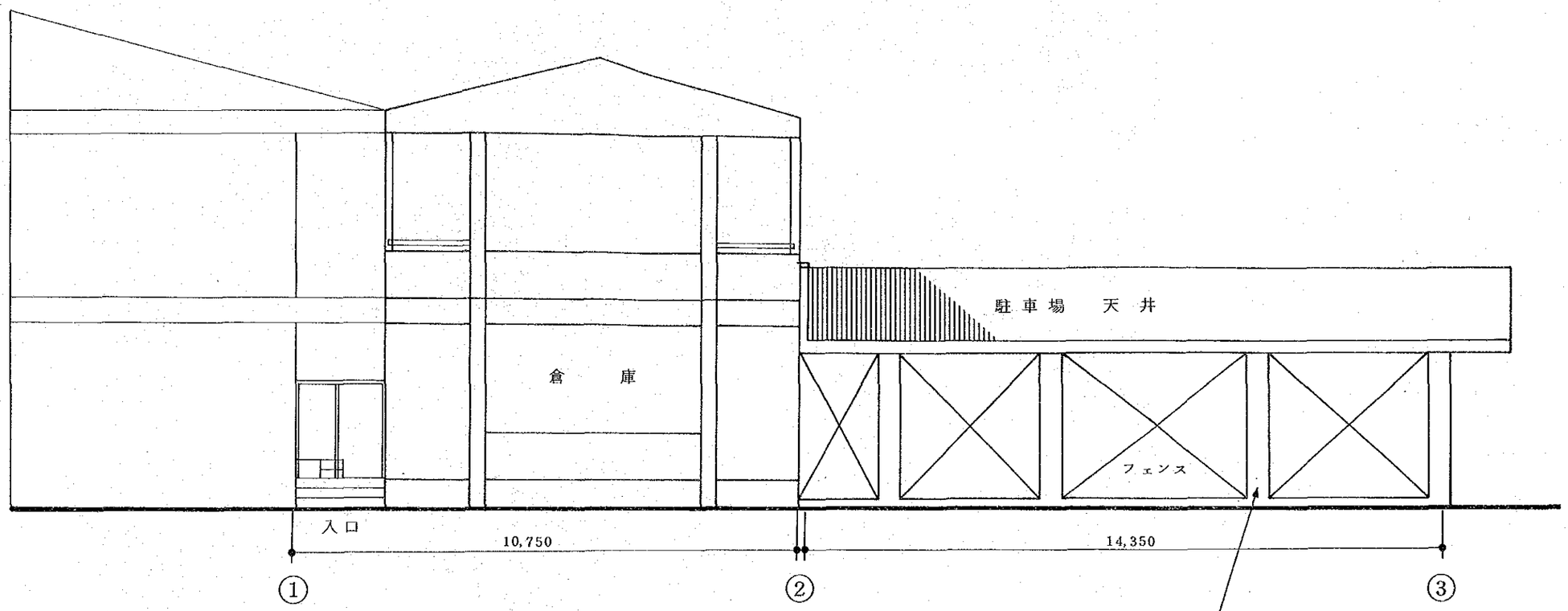

側面図
S＝1：100

単位：mm

科学犯罪捜査部鑑識機器設置予定地建物現況図　図3－3

鑑識機材整備計画

注：既設駐車場の天井、柱、フェンス、基礎は全面撤去とする。
：電気室の床は無停電電源装置の荷重に十分耐える強度を持つこと。
：鑑識機器室の天井スラブは空調屋外機の荷重に十分耐える強度を持つこと。

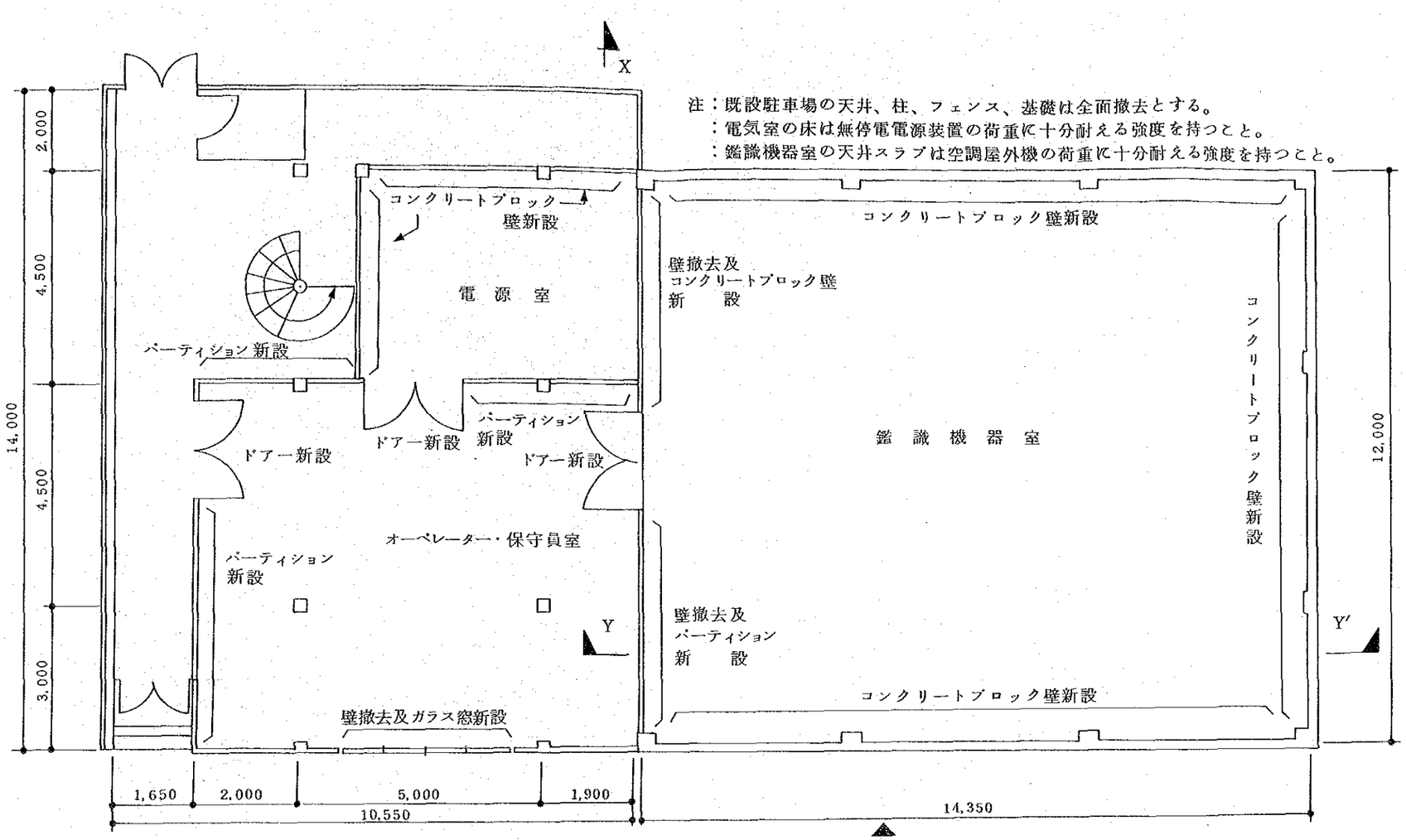

改修平面図

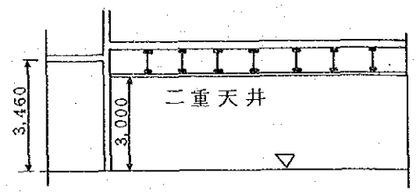

Y－Y′断面図

鑑識機器室仕様

天井スラブ内側	：断熱材
躯体	：鉄筋コンクリート
二重天井	：吸音・防災材
壁	：コンクリートブロック積み
外壁	：モルタル仕上
内壁	：断熱材及木下地
床	：モルタル仕上 防じん塗装仕上
ドアー寸法	：W＝1,800㎜ H＝2,000㎜
床強度	：300kg/㎡以上

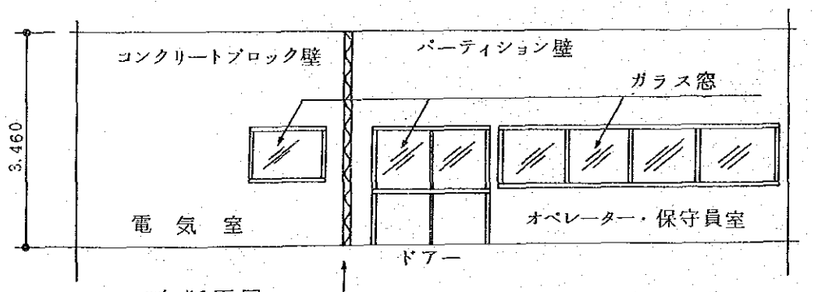

X－X′断面図

S＝1：100

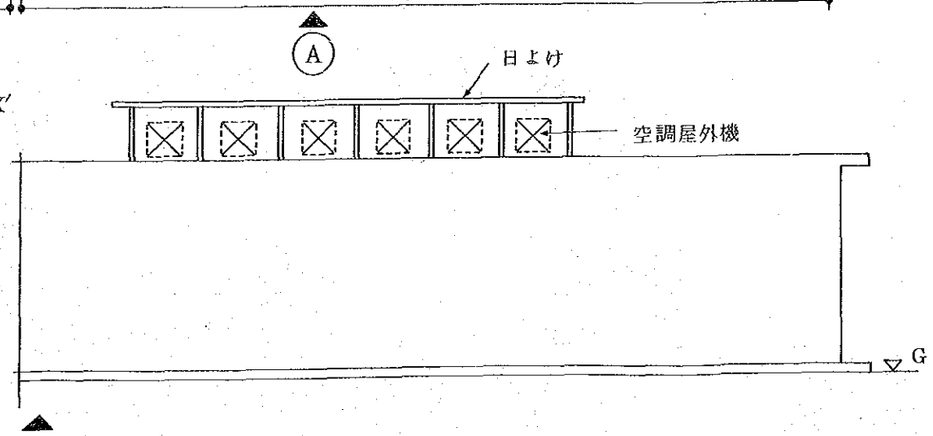

A 外壁側面図

単位：㎜

鑑識機器設置建物改修図　図3－4

鑑識機材整備計画